平成２３年（フ）第４９８７号
大阪府東大阪市東石切町３丁目４番18号　ヒルサイドオガワ103号
債務者　仲谷　千鶴
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９６号
大阪府高槻市登町20番Ｂ24―106号
債務者　山口　孝也
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３１号
大阪市東成区大今里南１丁目12番15―401号
債務者　金谷福子こと　夫　　福子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６１号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目11番20号
債務者　木田　利秋
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６２号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目11番20号
債務者　木田小夜子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０８０号
大阪市浪速区浪速西２丁目３番２―1004号
債務者　濱元英子こと　陳　　英子(旧姓西村)
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９２号
大阪市西区本田１丁目10番18号　６Ｇ
債務者　松田　優真
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９０号
大阪府摂津市香露園27番17―106号
債務者　末永　初一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５号
静岡県富士宮市城北町237番地の２　ＢＬＯＯＭ城北105号
債務者　名嘉　健志
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２２号
静岡県富士市下横割65番地の１　ラポール横割203号、前住所愛知県岡崎市大樹寺３丁目20番地20
債務者　堀江　竜二
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時20分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２９４２号
大阪府交野市東倉治５丁目４番６号
債務者　木場　一憲
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２７号
大阪市西淀川区姫里１丁目２番35―201号
債務者　菅原　義幸
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６５号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目10番２号
債務者　吉田美保子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７号
川崎市川崎区下並木15番地５　さつき荘２階45号
債務者　吉岡　明美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
川崎市中原区井田中ノ町35番５号　黒佐ビル３Ｅ、前住所川崎市中原区今井南町442番地２　ライオンズマンション武蔵小杉309
債務者　阿部　由香
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
川崎市川崎区大師河原２丁目２番１―209号出来野マンション
債務者　小池江利子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係